



# 食品安全モニターになりませんか 〈食品安全モニター募集〉

## 「食品安全委員会」とは？

### リスク評価（食品健康影響評価）

食品に含まれる可能性のある有害な微生物、化学物質などが人の健康に及ぼす影響を、科学的な目で評価します。

### リスクコミュニケーションの実施

消費者・事業者など幅広い関係者との間で、関係行政機関と連携しながら、情報や意見の交換を図ります。

### 緊急事態への対応

重大な食品事故などの緊急時において、事態を早急に把握した上で、国民に分かりやすい情報の提供を行います。

## 食品安全モニター制度とは？

食品の安全性確保などについて、日常生活の中で感じられたご意見等を食品安全委員会へお寄せいただくとともに、委員会から地域への情報提供にご協力いただく制度です。全国の470名の方をお願いしており、今回は、そのうち235名の募集です。

（依頼期間は平成22年4月1日から平成24年3月31日までです。）

## ◆ 活動内容

- ★ 食品の安全性に関する調査についての報告
- ★ 食品安全行政などに関する意見の報告
- ★ 食品の安全性に関する危害情報を入手した場合の情報提供
- ★ 食品安全モニター会議への出席
- ★ 地域での日常生活を通じた食品の安全性に関する情報提供への協力

## ◆ 応募資格

『平成22年度食品安全モニター募集要項』に定める応募資格を満たしている方  
（食品の安全性に関心のある満20歳以上の方で、食品に関係の深い資格をお持ちの方など）

## ◆ 応募方法

『平成22年度食品安全モニター募集要項』を必ずお読みの上、封書又は食品安全委員会ホームページの応募専用フォームからご応募下さい。

## ◆ 応募締切

**平成22年2月5日（金）**  
（郵送の場合は当日消印有効）

## ◆ 募集要項

募集要項は、ホームページでご覧になるか、お電話でご請求下さい。

◆ **食品安全委員会ホームページ** <http://www.fsc.go.jp/>

◆ **お問い合わせ先** 内閣府食品安全委員会事務局[平日10:00~17:00]  
(03) 6234-1144・1151・1154



応募に際して頂いた個人情報は、モニターの選考・依頼事務のみに使用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」の規定に従って厳正に取り扱います。応募書類は、採用されなかった場合もお返しいたしません。予めご了承下さい。

## 応募様式

『平成22年度食品安全モニター募集要項』をよくお読みになった上で封書または食品安全委員会ホームページの応募専用フォームからご応募下さい。募集要項は、ホームページでご覧になるか、お電話でご請求下さい。

この用紙又は同じ大きさの紙に必要な事項をご記入の上、下記応募先に封書で郵送して下さい。

1.氏名	フリガナ		2.性別	男・女	
3.住所 都道府県名からご記入下さい。	〒 □□□□ - □□□□ フリガナ				
	都・道 府・県				
4.電話番号	自宅 ( )	5.メールアドレス (ご自宅のパソコンメールアドレスをご記入下さい。)			
	携帯 ( )				
6.生年月日	明治	7.職業 (例: 自営業、会社員、主婦、無職等)			
	大正 年 月 日				
8.会社名・役職名			9.食品安全モニターの経験の有無 (経験のある方は直近の年度をご記入下さい。)		
10.該当する応募資格 ①～③の該当するものに○をつけ、詳細もご記入下さい。	① 大学等で食品に関する深い学問を修了した	「修了内容(学校名、学部・専攻名、修了年月日等)」をご記入下さい。			
	② 栄養士、調理師などの食品に関する深い資格を持っている	「取得している資格(資格名、取得年月日、資格認定団体、取得方法等)」をご記入下さい。			
	③ 食品の安全に関する業務に従事したことがある	「職場名、従事した仕事の職種、名称、具体的な業務内容、従事期間年月等)」をご記入下さい。			
11.応募理由 応募理由は別の用紙に記載し、添付しても構いません。	応募理由をお書き下さい。(200字以上)				
	<p>※食品安全モニターになられた場合の目標(抱負等)や、食品安全に関する地域での活動やボランティア活動などの活動をされている場合は、その実績も含めてお書き下さい。          なお、食品安全モニターの活動内容は、『募集要項』の第2をお読み下さい。</p>				
12.応募を知ったきっかけ	例) 「〇月△日 ××新聞」、「□□に設置のチラシ」等具体的に記入して下さい。				

応募先：〒107-6122 (住所不要) 内閣府食品安全委員会事務局「食品安全モニター」担当